

**地域管理経営計画（案）及び国有林野施業実施計画（案）
等に対する意見の要旨及び当該意見の処理案**

策定：伊那谷、木曾川、東三河森林計画区

**変更：千曲川下流、千曲川上流、木曾谷、
宮・庄川森林計画区**

管理経営の指針の改正（案）：全森林計画区

中部森林管理局

地域管理経営計画（案）及び国有林野施業実施計画（案）等に対する意見の要旨及び当該意見の処理案

縦覧期間中に一般からいただいた意見とそれに対する処理案は、以下のとおりです。

意見の要旨	処理の結果	処理結果の理由
意見提出なし	原案のとおりとする	—

縦覧実施期間：令和5年1月7日から令和5年2月6日まで（31日間）